

a. 周辺への配慮について

工事期間中は周辺施設への騒音・振動、プライバシー保護、排煙、採光、換気等に十分な配慮を行う。また、周辺に対してイメージアップに努める。

b. 施工時間について

「行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）」に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。休日に工事を行おうとする場合は、振興会と事前に協議する。

c. 周辺への影響について

周辺の既存建物や道路に影響を与えないようとする。また、既存施設等の解体にあたっては保健所等関係機関と協議のうえ、衛生上も適切な対応を実施し、周辺環境に影響を与えないようとする。

d. 工事用電力、光熱水費等について

工事用電力、光熱水費等については、事業者の負担とする。

e. 夜間警備について

工事場所における夜間警備を適切に行う。

f. ダンプトラック等による過積載等の防止について

- (a) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませない。
- (b) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しない。
- (c) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにする。
- (d) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプトラック及び「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律131号）」（以下「ダンプ規制法」という。）の表示番号の不表示車（以下「不表示車」という。）等へ土砂等を積み込まず、また、積み込ませない。並びに工事現場に出入りすることのないようにする。
- (e) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにする。
- (f) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。
- (g) 「ダンプ規制法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進する。
- (h) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除する。
- (i) 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導する。

g. 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な資金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努める。

h. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (a) 暴力団員、暴力団構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行う。
- (b) (a)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により振興会に報告する。
- (c) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、振興会と協議を行う。
- (d) (a)による警察への通報等及び(b)による振興会への報告を怠った場合は、「建設工事の請負

契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止、又は書面による注意の喚起を行うことがある。

i. 「建設産業における生産システム合理化指針」の遵守等について

工事の適切かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日建設省経構発第2号）」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

j. 建設業退職金共済制度について

- (a) 事業者は建設企業に対し、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付させる。
- (b) 事業者は、建設企業が下請契約を締結する際、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付させる、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び添付を促進すべきこと。
- (c) 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。
- (d) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続、共済証紙の共済手帳への添付等の事務の処理を委託する方法もあるので、建設企業においてできる限り下請業者の事務の受託に努める。

k. 「建設工事事故データベース」への登録について

工事の施工において事故（労働災害、もらい事故、負傷公衆災害、物損公衆災害）が発生した場合、振興会の指示により、速やかに「建設工事事故データベースシステム」
(<https://sas.hrr.mlit.go.jp/>)への事故報告の登録を行う。

l. 工事実績情報の登録について

- (a) 事業者は、工事実績情報を（一財）日本建設情報総合センターの提供する「工事実績情報システム」（C O R I N S）に登録すること。また、工事実績情報システムにおける「登録のための確認のお願い」の提出方法は、「メール送信による提出」とする。
- (b) 登録は、工事着手前、工事完了後及び登録内容の変更時に行う。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、費用のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、変更契約日と工事完了日の間が10日に満たない場合は、変更契約時の登録を省略できる。
- (c) 登録内容については、あらかじめ振興会の確認を受ける。
- (d) 確認を受けた後に登録手続を行い、登録機関発行の「登録内容確認書」が事業者に届いた際には、その写しを直ちに振興会に提示する。
- (e) 技術者の従事期間は、余裕期間を含まないものとする。

m. 工事中の安全確保について

- (a) 施工中の安全確保については、関係法令等に定めるところによるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（令和元年9月2日国土交通省告示第496号）」及び「建築工事安全施工技術指針（平成27年1月20日国営整第216号）」によるものとする。
- (b) 通行者、一般車両のほか、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保については、振興会及び関係機関と事前に協議し十分に対策を講ずる。
- (c) 工事の施工にあたっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないような施工方法を定める。ただし、これにより難い場合は振興会と協議する。

(d) はつり作業等においては、事前に既設埋設配管・配線の状況を調査し、損傷を与えないよう十分注意する。また、穿孔機器を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知機により電源供給を停止できる付属装置を用いて施工する。なお、消火設備が設けられている付近で改修工事（特にはつり作業等）を行う場合は、誤作動防止及び安全対策のため、当該消火設備に関する資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者を立ち会わせる。

(e) 工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、振興会及び関係機関と十分協議のうえ、交通安全管理を行う。

n. 作業員等について

- (a) 本工事現場に立ち入る者については、入退場を管理する。
- (b) 作業員について本工事に従事していることが分かるように方策を講じる。

o. 工事現場管理について

- (a) 本工事の解体作業においては、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（平成15年7月3日国土交通省）」により、公衆災害の防止について適切な対策を講じる。
- (b) 自然災害（地震（震度4以上）、台風、大雨、津波、落雷等）が発生した際には点検し、振興会に報告する。

p. 材料の品質等について

- (a) 工事に使用する材料は、業務要求水準書に定める性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。また、業務要求水準書において既存施設の各部材等の再利用について言及している場合はそれによる。
- (b) 材質、仕上げの程度、色合い、柄等については、材料の見本を提出又は提示し、事前に振興会と協議する。
- (c) 搬入した材料は、工事に使用するまで、変質等がないよう保管する。

q. 塗装工事について

塗装業者が当該工事の施工にあたり、品質管理や施工技術の向上を目的として専門工事業団体等の工事指導を希望した場合、現場管理上支障がないと判断すれば当該指導に協力することは差し支えない。

r. ホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について

(a) 使用材料等

本事業の建物内部に使用する材料等は、原則として以下に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、以下の内容を満たすものとする。

①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂版、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料及び仕上塗材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料とする。

②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料とする。

③接着剤は可塑性（フタル酸ジーn-プチル及びフタル酸ジー2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く。）が添加されていない材料を使用する。

④①の材料等を使用して作られた家具、書架その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。

⑤材料等に規定する「ホルムアルデヒド放散量」の区分において規制対象外とは次の（ア）又は（イ）に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは（ウ）又は（エ）に該当する材料を指す。

（ア）建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

（イ）建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

- (ウ) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
 (エ) 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

(b) 施工中の安全管理

接着剤及び塗料の塗布にあたっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間を持つものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を行ない、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

(c) 室内空気中の化学物質の濃度測定

本工事の引渡し前に室内空気中の化学物質の濃度測定を行い、確認する。

① 測定対象物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン

② 測定方法

- (ア) 測定は振興会が発注する別途工事又は家具の設置等が行われる前に行う。次の i) 及び ii) を確認して、①の測定対象化学物質すべてを同時に測定する。
- i) 内装又は塗装時の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること。
 - ii) 中央式空気調和設備のように換気を行なながら空気調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していること。
- iii) 測定結果が指針値を越えた場合、(ク) の措置を講じる時間を見込むこと。
- (イ) パッシブ型採取機器により行う。
- (ウ) 測定を行う前に、測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む。)を開放し、30分間換気する。
- (エ) (ウ)の後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。
- (オ) 測定時は(エ)の状態のままで行い、測定時間は原則として24時間とする。ただし、工程の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合は、14時から15時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で行う。
- (カ) (ウ)から(オ)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。
- (キ) 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。
- (ク) 測定対象室の測定対象物質濃度が指針値以下であることを確認する。なお、測定値が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定する。
- (ケ) 測定年月日、測定時刻、測定時の室温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記録する。

(d) 測定対象室

測定対象室は原則としてすべての居室(劇場各諸室を含む。)、及び常時換気をしない書庫、倉庫等とする。ただし、使用した材料、室の形状、換気設備等の仕様が類似しており、同様の測定結果となることが予測される複数の室については、そのうち1室とすればよい。詳細については、事前に振興会と協議する。

s. 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業について

鉛等有害物質を含有する塗料の劣化状況により、塗料の剥離やかき落とし作業を行う場合は、鉛中毒予防規則関係法令を遵守する。

t. 建設機械及び工事車両について

- (a) 本工事に使用する建設機械は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」(以下「グリーン購入法」という。)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月28日変更閣議決定)における特定調達品目「公共工事」の

「建設機械」の判断基準等を満たすものとする。（低騒音・低振動型のものとし、ディーゼルエンジン（エンジン出力 8 kW 以上 560kW 以下）を搭載したバックホウ、トラクタショベル（車輪式）、ブルドーザ及びディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5 kW 以上 260kW 以下）を搭載した発動発電機（可搬式溶接兼用機を含む。）、空気圧縮機（可搬式）、油圧ユニット（基礎用機械で独立したもの）、ローラ類、ホイールクレーンについては、排出ガス対策型建設機械を使用すること。）なお、排出ガス対策型建設機械については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）」において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用する。

(b) ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両の使用については次のとおりとする。

- ① 事業者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車両（以下「本工事関係車両」という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下「関係法令等」という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車両を使用する。
- ② 事業者は、本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、自動車検査証や八都県市確認証明書等のコピーを保管し、本工事関係車両を把握しなければならない。
- ③ 事業者は、取締りにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には、直ちに振興会に報告しなければならない。
- ④ 事業者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させる。

v. 特定調達物品等の選択について

- (a) 建設工事等に用いる資機材等の選択にあたっては、特定調達物品等（「グリーン購入法」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの。）をできる限り選択するよう努めるものとし、これによりがたいときは振興会と協議する。ただし、業務要求水準書において示されたものは除く。
- (b) 東日本大震災の影響により、「グリーン購入法」に基づく特定調達物品等の使用が困難な場合には、振興会と協議する。
- (c) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」における公共工事の配慮事項（「資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されること。」）に留意する。
- (d) 「グリーン購入法」の特定調達品目についての判断の基準は、下記 URL によりダウンロードすることができる。
「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」
<https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

v. 木材の選定等について

- (a) 木材の選定においては、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」第 1 条（目的）及び「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定）」第 1 の 1（建築物における木材の利用の促進の意義）の趣旨を踏まえる。
- (b) 製材等、フローリング、再生木質ボードを使用する場合は、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月林野庁）」に準拠した証明書を振興会に提示する。
- (c) なお、製材等、フローリング、再生木質ボードを使用する場合の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」は、次の URL によりダウンロードすることができる。
木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（林野庁 平成 18 年 2 月 15 日）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/guideline.html>

(d) 工事現場施工のコンクリートに使用する型枠工事のせき板の材料として合板を 使用する場合は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」における「合板型枠」の備考3の板面の表示により合法性を確認すること。

w. ゴム製品等の品質確認等について

(a) 事業者は、ニッタ化工品（株）又は東洋ゴム化工品（株）で製造された製品や材料（以下「ゴム製品等」という。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して事業者が指定した第三者（ニッタ化工品（株）又は東洋ゴム化工品（株）と資本面・人事面で関係がない者）により品質を証明するものとする。

(b) 第三者により品質を証明した場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に事業者の責任が免責されるものではない。

x. 建設発生土（又は建設汚泥処理土）の利用について

盛土等を行う場合は、建設発生土（又は建設汚泥処理土）を利用する。ただし、購入土として建設汚泥処理土を利用する場合はグリーン購入法適合品の品質を満足するものとする。

y. 発生材の処理及び建設副産物について

(a) 「建設副産物情報交換システム」の活用について

建設工事の建設副産物である建設発生土及び建設廃棄物を事業者が適正に処理するために「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守する。なお、本工事は「建設副産物情報交換システム」（以下「システム」という。）を活用する。事業者は総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにデータ入力を行う。システムにより作成した[再生資源利用計画書（実施書）]及び[再生資源利用促進計画書（実施書）]により振興会に報告する。

(b) 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について

①本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」（以下「建設リサイクル法」という。）、同法施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。
②本工事の施工にあたっては、『公共建設工事における「リサイクル原則化ルール』』を適用し適切な処理に努める。

(c) 建設汚泥の発生が見込まれる場合は、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン（平成18年6月12日国土交通省）」により建設汚泥の発生量の抑制に努める。

(d) セメント及びセメント系固化材を使用した改良土及び再生コンクリート砂について

①セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について振興会に報告する。
②セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。
③根切り土又は他現場の建設発生土が埋戻し及び盛土に適さない場合で、場外から山砂等の購入を行う必要が生じた場合には、再生コンクリート砂（「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」の再生砂による。以下同じ。）の使用を検討し、その使用について振興会と協議する。
④再生コンクリート砂を使用するにあたり、浸透枠や未舗装部分の埋設配管まわり、取壊し工

事の埋戻し土等、透水性を有し、浸透した水が土壤又は公共用水域へ拡散するおそれのある場所に用いる場合には、六価クロム溶出試験を行う。試験の適用及び試験方法等については振興会と協議を行い、その結果について振興会に報告する。

⑤六価クロム溶出試験は、「「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」の運用について（平成12年3月24日建設省技調発第49号・建設省営建発第10号）」の別紙「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。

(e) P C B 含有シーリング材の処理

P C B 含有シーリング材が工事中に確認された場合、「公共建築工事改修仕様書（建築工事編）令和7年版」の「P C B 含有シーリング材の処理」により適切に処理する。

(f) アスベスト含有建材の事前調査等

①アスベスト含有建材の事前調査等

「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）」に基づく「石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）」第3条に基づき石綿等による健康障害を防止するため、取壊し、改修工事の解体及び撤去等作業が発生する場合は、作業前に図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行うこと。なお、アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行うこと（条例等により取り決められている場合は、その内容も含む。）。

報告書の記載内容

- (ア)アスベスト材料の種別
- (イ)アスベスト形状、飛散可能性の有無
- (ウ)製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率

また、アスベスト含有材料の有無の調査の結果、含有材料があった場合、事前調査の結果を労働者の見やすい場所に掲示すること。

掲示物の記載内容

- (ア)調査を終了した年月日
- (イ)調査の方法
- (ウ)調査結果の概要

②アスベストの除去等

「大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）」第18条の17に基づき、石綿等による健康障害を防止するため、建築物その他の工作物の解体、改造、補修する作業（以下「解体等工事」という。）が発生する場合は、作業前に当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行い、当該調査の結果について振興会に書面を提出し説明を行うこと。

なお、調査の結果、特定工事に該当するときは、「大気汚染防止法」第18条の17の後段の環境省令で定める事項に基づき、振興会に書面を提出し説明を行うこと（条例等により取り決められている場合は、その内容も含む。）。

また、アスベスト含有材料の有無の調査の結果は、アスベスト含有材料の有無に関わらず、「大気汚染防止法」に基づき、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示すること。

調査の結果、特定工事に該当する場合は、「大気汚染防止法」に基づく「特定粉じん排出等作業の実施の届出」が作業の開始日の14日前までになされ、都道府県知事より届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を求められていないことを事前に振興会に書面により確認すること。

石綿等を含有する保温材、耐火被覆材、成形板等の除去作業であたって、「石綿障害予防規則」に基づく石綿等の切断、穿孔、研磨の作業を行う場合は、作業場所を隔離すること。

③アスベストの除去に関する届出等 石綿等除去の作業にあたり、関係法令等（条例等を含む。）に従い、事業者が行う届け出等を適切に行うこと。

また、必要となる「建築物等の解体等作業に関するお知らせ」等の看板および表示について

も関係法令等（条例等を含む。）に従い適切に行うこと。

④廃棄物等の適正な取扱いの徹底

(ア)事業者は、建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）に、特定建設資材事業者廃棄物の再資源化に支障を来す石綿含有産業廃棄物等の有害物質が付着・混入することができないよう、分別解体を徹底すること。

(イ)事業者は、廃棄物の処理を委託する場合には、「廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）」に基づく委託基準を遵守すること。

また、石綿含有産業廃棄物が再生砕石等リサイクル製品に混入することができないよう、「廃棄物処理法」に基づく保管基準及び処理基準を遵守すること。

(g)解体工事着手前に振興会と引き渡す品目及び引渡し時期について協議するとともに必要な情報（品質・等級の分類 重量 堆積状況写真 計量時写真等）を収集し 報告書にまとめる。

報告書の作成時期 体裁 部数等は振興会の指示するところによる。なお、解体撤去工事において発生する金属類等の有価物は、事業者において処分し、有価物売却額は振興会に納付すること。有価物売却額並びに解体撤去工事において発生する有価物搬送料及び売却事務費用（以下「有価物処分費用等」という。）は処分時の市価及び物量に基づき精算し、事業者は有価物売却額から有価物処分費用等を控除した金額を振興会に納付する。

z. BIM モデルの作成及び利用について

(a)事業者からの技術提案等により BIM モデルの作成及び利用することにより、振興会に提出する成果物を作成する場合又は振興会に確認を受けるために提示するデータを作成する場合は「官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン（令和6年改定）（令和6年3月21日国営施第23号）」を適用する。また、振興会を介さずに事業者自らの検討、調整等のために BIM モデルの作成及び利用をする場合は、同ガイドラインを参考とする。

- ① BIM モデルの作成及び利用をすることにより、施工計画書、施工図等の内容について振興会に確認を受ける場合は、確認を受ける具体的な範囲及び手順について、あらかじめ振興会と協議する。
- ② BIM モデルの作成及び利用をする内容、実施方法（BIM ソフトウェア、解析ソフトの名称・バージョン等を含む。）、実施体制等について振興会と協議する。

aa. 仮設事務所の設置について

(a)事業者は、振興会が使用する 200 m²程度の仮設事務所を設置する。なお、振興会が出席する協議会等を開催する会議室を含むものとする。

(b)仮設事務所の仕上げは一般事務室程度とし、仮設事務所に設置する備品等及び事業者が負担する消耗品当は、下表による。なお、備品等及び消耗品等は、特定調達品目を優先的に使用する。また、光熱水料、電話の使用料及び消耗品等は、事業者の負担とする。

切替電話(個)		1
備品	インターфон（個）	1
	衣類ロッカー（人用）	10
	書類ロッカー（台）	5
	机・椅子（組）	5
	長靴（足）	10
	雨合羽（着）	10
	保安帽（個）	10
	安全帯（組）	10
	懐中電灯（個）	5
	ホワイトボード（個）	1

掛時計 (個)	1
消火器 (個)	3
湯沸器 (台)	1
掃除具 (組)	1
会議用机 (個)	20
折りたたみ椅子 (個)	40
寒暖計 (個)	1
冷暖房機 (台)	2

bb. 現場環境改善（快適トイレの設置）について

(a) 事業者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の①～⑪の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は振興会と協議する。⑫～⑯の仕様については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- ①洋式便座
- ②水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能（フランッパー機能）（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
- ④容易に開かない施錠機能（二重ロック等）（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- ⑤照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - ⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
 - ⑨サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
 - ⑩鏡付きの洗面台
 - ⑪便座除菌シート等の衛生用品
- 【推奨する仕様、付属品】
- ⑫室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
 - ⑬擬音装置
 - ⑭着替え台
 - ⑮フランッパー機能の多重化
 - ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
 - ⑰小物置場等（トイレットペーパー予備置き場）

cc. 公共事業労務費調査に対する協力について

事業者は、本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工事完成後においても同様とする。

- (a) 調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。
- (b) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、事業者はその実施に協力しなければならない。
- (c) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、事業者は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならぬ。
- (d) 事業者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が(a)から(c)までと同様の義務を負う旨

を定めなければならない。

dd. 事業の一時中止に係る計画の作成

(a) 事業の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を振興会に提出すること。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにすること。

(b) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

ee. 工事写真について

(a) 工事写真については、原則デジタル写真とし、仕様は「営繕工事写真撮影要領（令和5年版）（令和5年3月1日国営建技第13号）」とする。

(b) 工事写真の提出は、原則「営繕工事写真撮影要領」に基づいて作成した電子媒体（CD-R又はDVD-R）の原本及びアルバムを振興会に提出する。

ff. デジタル工事写真的小黒板情報電子化について

事業者は、本工事においてデジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う。対象範囲は電子小黒板の作成及び撮影までとし、小黒板情報を用いた工事写真アルバム等の自動作成機能（一部のソフトウェアにおいて実装されている。）の利用は事業者の任意とする。ただし、振興会の承諾を得たうえで、部分的に営繕工事写真撮影要領を満たす他の方法で工事写真を撮影しても良い。

gg. 試運転調整について

建築設備等の試運転調整は、本施設等の引渡し前までに行うものとする。

hh. 施工体制台帳及び施工体系図の作成等について

(a) 工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工管理体制に関する次に掲げる事項について記載した施工体制台帳及び作業員名簿を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを振興会に提出する。また、施工管理体制に変更が生じる場合は、その都度作成し振興会に提出する。（建設業法第24条の8、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項）

ア 建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項

イ 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

ウ 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

(b) 建設業法に基づく施工体系図を作成した場合は、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。（建設業法第24条の8第4項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項）

(c) 建設業許可を受けた建設業者は建設業法に基づく標識を、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。（建設業法第40条、同規則第25条）

(d) 施工体系図及び標識をデジタルサイネージ等の活用により掲示する場合は、「施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和4年1月27日付け国不建第444号建設業課長通知）」の取扱いによるものとする。